

洲 監 第 1 0 号

令和7年5月14日

請求人 ( 省 略 )

洲 本 市 監 査 委 員

真 野 陽 一

小 松 茂

洲本市職員措置請求（住民監査請求）について

請求人が令和7年3月21日付けで提起した住民監査請求について別紙のとおり決定したので通知します。

## 決定書

### 第1 請求人

( 省 略 )

### 第2 請求の要旨

- (1) 令和6年3月26日、洲本市議会において、『株式会社淡路島第1次産業振興公社の事務処理等の調査に関する議決』が可決され、地方自治法第100条の規定に基づく、いわゆる百条委員会である株式会社淡路島第一次産業振興公社の事務処理等に関する調査特別委員会が設置された。

以後証人尋問や記録提出等所要の調査が行われ、令和6年10月31日、洲本市議会において『株式会社淡路島第一次産業振興公社の事務処理等に関する調査特別委員会報告』が報告、可決された後、同調査特別委員会の廃止が可決され、同調査特別委員会は廃止された。

株式会社淡路島第一次産業振興公社の事務処理等に関する調査特別委員会の設置中、証人1人分の交通費・宿泊費33,091円、弁護士委託料110,000円の合計143,091円の調査経費が支出された。

- (2) 株式会社淡路島第一次産業振興公社の事務処理等に関する調査特別委員会は、先に設置されていた元市職員の不適切な事務処理等に関する調査特別委員会の中で、同調査特別委員会の委員であった■■■■議員が「御食国から提出された帳簿に疑問点がある。弁当代金が仕入れ値より安く販売されたり、元店長の会社と9,000万円近い取引をしている。」と発言したことを契機として議員提案が出され、議会の議決を経て設置された。

■■議員は、同議案に対して「既存の100条委員会で調査中、元店長代表法人与御食国との取引記録があり、1億円近い巨額の取引や、仕入れ値と売り値が逆転しているなど不審な点がある。100条委員会設置は不可欠。」と賛成討論をしている。

- (3) 地方自治法第100条第1項は、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。」と規定している。

■■議員の発言および同議員の賛成討論の内容等から、株式会社淡路島第一次産業振興公社の事務処理等に関する調査特別委員会の設置は、同議員等が地方自治法第100条第1項を誤って解釈していたことに基づく、違法な設置である。

- (4) 御食国を経営する株式会社淡路島第一次産業振興公社は、洲本市が出資するいわゆる第三セクターであり、代表取締役社長の上崎洲本市長の他役員には洲本市幹部が就任している。

洲本市旧東京アンテナショップは、洲本市から株式会社淡路島第一次産業振興公社に業務委託されていたものであり、同社はふるさと洲本もっとも応援事業の特産品等の提供も行っていた。

しかしながら、株式会社淡路島第一次産業振興公社は、公営企業等ではなく、あくまでも民間の株式会社であり、同社についての調査は、地方自治法第100条第1項に規定されている「当該普通地方公共団体の事務に関する調査」ではなく違法である。

また、■■議員は「元店長」や「元店長代表法人」について言及しているが、この元店長の男性は、自身の事業との兼業を認められた上で、株式会社淡路島第一次産業振興公社から請われ、同社の契約社員の身分で旧東京アンテナショップの店長を務めていたものであり、洲本市職員でも元職員でもなく、まったくの一般人・民間人であって、同人を主な対象とする調査は、地方自治法第100条第1項に規定されている「当該普通地方公共団体の事務に関する調査」ではなく違法である。

本来、株式会社淡路島第一次産業振興公社の事務処理等に関する調査特別委員会が調査すべき対象は、洲本市において同社を所管する産業振興部か旧東京アンテナショップおよびふるさと洲本もっともっと応援事業を所管していた企画情報部魅力創生課であり、これらに対する調査であれば合法である。

- (5) 弁護士委託料については、いわゆる弁護士相談に伴い発生した洲本市顧問弁護士への報酬の支出であるが、「当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行う」市から独立した市議会のいわゆる百条委員会が、市の顧問弁護士に相談することは明らかに利益相反であって、極めて不適切であり、この支出は不当である。

- (6) 以上のとおり、株式会社淡路島第一次産業振興公社の事務処理等に関する調査特別委員会の設置自体が違法であり、その調査対象や調査内容もすべて違法である。

また、洲本市顧問弁護士への報酬の支出は不当である。

よって、洲本市長に対して、違法ならびに不当に支出した143,091円全額の返還を請求する。

### 第3 請求の受理

本件請求は、令和7年3月21日に提起され、監査委員の合議により受理するものと決定した。

### 第4 監査の実施

#### 1 監査の対象

##### (1) 監査対象事項

本件請求書に記載された内容から株式会社淡路島第一次産業振興公社の事務処理等に関する調査特別委員会（以下、「本件請求の百条委員会」という。）に係る公金の支出が、違法又は不当な支出かどうかを監査対象とした。

##### (2) 監査対象部局

議会事務局

#### 2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定により、請求人に対して、令和7年4月8日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人の代理人による陳述が行われた。新たな証拠の提出はなかった。

### 3 関係人の証拠提出

令和7年4月24日までに議会事務局から弁明書、証拠書類及び関係帳簿の提出があった。

請求の要旨に対する市議会からの弁明は、「本件請求を棄却するとの決定を求める」とし、事実の認否については次のとおり。

請求の要旨第1号記載の事実については、認める。

請求の要旨第2号記載の事実のうち、第1段落の後半、「■■■■議員が……と発言したことを契機として議員提案が出され、議会の議決を経て設置された。」とあるが、あたかも当該議員が誘導したと誤った認識をされているように思われる。結果として議会の議決を経て設置されたものである。また、第2段落については、洲本市議会だより第75号において、訂正記事が掲載されている。

請求の要旨第3号記載の事実のうち、「株式会社淡路島第一次産業振興公社の事務処理等に関する調査特別委員会の設置は、同議員等が地方自治法第100条第1項を誤って解釈していたことに基づく、違法な設置であったと断じる。」とあるが、条文の解釈上、誤っていないため、否認する。

請求の要旨第4号記載の事実のうち、第1段落及び第2段落は、認める。次に、第3段落について、株式会社淡路島第一次産業振興公社についての調査は、違法である、とあるが、地方自治法第100条第1項における条文の解釈上、誤っていないため否認する。また、第4段落について、元店長を主な対象とする調査は、違法である。とあるが、地方自治法第100条第1項における条文の解釈上、誤っていないため、否認する。また、第5段落について、調査対象は、第3セクターを所管している部署ではなく、経理を調査するため、支配人、元店長などの関係者を対象としているため、否認する。

請求の要旨第5号記載の事実のうち、「百条委員会が、市の顧問弁護士に相談することは明らかに利益相反であって、極めて不適切であり、この支出は不当である。」とあるが、100条委員会の運営等についての委託ではなく、調査対象者が代理人を立てたので、その委任事項へ対応するため、市の顧問弁護士を代理人としたので、否認する。

請求の要旨第6号記載の事実のうち、100条委員会の設置は、適法であり、その調査対象、調査内容も適法である。また、洲本市顧問弁護士への報酬の支出も適法である。よって、洲本市長へ請求されている、違法ならびに不当に支出した143,091円全額の返還を否認する。

## 第5 監査の結果

### 1 主文

本件請求を棄却する。

## 2 事実関係の確認

### (1) 本件請求の百条委員会設置に係る概要

- ① 令和6年3月15日、議会運営委員会で、既に設置されている「元市職員の不適切な事務処理等に関する調査特別委員会」の調査をする中で、旧東京アンテナショップの仕入れ関係で、別途新たな百条委員会を設置し調査すべき旨の協議がされた結果、有志による議員提出議案として提出されることとなった。令和6年3月26日、令和6年第2回定例会において、追加日程第13、議員提出議案第4号として「株式会社淡路島第一次産業振興公社の事務処理等に関する決議」が提出された。

#### 「株式会社淡路島第一次産業振興公社の事務処理等の調査に関する決議」

地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり株式会社淡路島第一次産業振興公社の事務処理等の調査に関する調査を行うものとする。

#### 記

##### 1 調査事項

旧東京アンテナショップに係る業務委託について

ふるさと洲本もっともっと応援事業の特産品等の提供に関する事務について

##### 2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条第1項及び洲本市議会委員会条例第6条第2項の規定により委員6名で構成する株式会社淡路島第一次産業振興公社の事務処理等に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

##### 3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び第10項並びに同法第98条第1項の権限を株式会社淡路島第一次産業振興公社の事務処理等に関する調査特別委員会に委任する。

##### 4 調査権限

株式会社淡路島第一次産業振興公社の事務処理等に関する調査特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、1に掲げる調査が終了するまで継続して行うものとする。

##### 5 調査経費

本調査に要する経費は、令和6年度においては、50万円以内とする。

以上、決議する。

令和6年 3月26日

兵庫県洲本市議会

そして、提出者の代表者から、以下のとおり提案理由の説明があった。

ア 令和5年10月19日、議員提出議案第5号において決議された「元市職員の不適切な事務処理等に関する調査特別委員会」は、ふるさと納税問題第三者調査委員会から指摘された、元市職員による、ふるさと納税事務に関連した不適切な事務処

理について、地方自治法第100条の規定に基づき、より深く調査を行っていくため設置されたが、旧東京アンテナショップにおける在庫管理の調査の中で、元店長が経営すると思われる会社より仕入れが行われ、その商品の中には、仕入れ価格が販売価格を上回るものがあることが判明し、この元店長が経営すると思われる会社より、株式会社淡路島第一次産業振興公社への商品納入も確認された。

イ この旧東京アンテナショップについては、本市から業務委託されたものであり、また、ふるさと洲本もともと応援事業の特産品等の提供に関しても、本市に関わる事務等であり、より深く調査を行うべきである。

ウ 地方自治法第100条の規定により、株式会社淡路島第一次産業振興公社の事務処理等における、旧アンテナショップに係る業務委託及び、ふるさと洲本もともと応援事業の特産品の提供に関する事務について調査をすることを目的とし、6名の委員で構成する、株式会社淡路島第一次産業振興公社の事務処理等に関する調査特別委員会を設置し、地方自治法第100条第1項及び第10項、並びに同法第98条第1項の権限を委任するものである。

② 質疑応答、討論を経て、賛成多数により可決され、株式会社淡路島第一次産業振興公社の事務処理等に関する調査特別委員会が設置された。

## (2) 弁護士委託にかかる概要について

① 地方自治法第100条に基づく調査に関して、その調査対象者の委任を受けた者から令和6年3月13日付け受任通知の送付があり、これに対応する必要があると判断し、令和6年4月15日に委任契約を締結している。

② 契約は随意契約であり、その理由としては、「洲本市契約規則第21条第1項第6号の規定金額以下であることや、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、早急な対応を行う必要があり、契約の相手方が、法律の専門家であるだけでなく、地方公共団体の行う各種の事務にも精通しており、これまでも本市の抱える各種問題に迅速かつ適切に対応してきた実績を有すると判断したためである。」となっている。

## (3) 弁護士委託料の支払いの事実

① 着手金として、令和6年9月25日に契約の相手方から110,000円の請求があり、令和6年10月15日に支払われている。

② 報酬金は発生していない。

## (4) 証人1人分の交通費・宿泊費の支払い(33,091円)の事実

① 証人は、令和6年5月25日及び26日の2日間に開催された2つの百条委員会に出頭しており、その交通費・宿泊費として、令和6年5月15日に資金前渡で議会事務局長に支出され、その後同月25日に証人に支払われている。

### 3 監査委員の判断

#### (1) 「本件請求の百条委員会の設置が違法である」という主張について

① まず、住民監査請求の対象となるのは、地方自治法第242条第1項の規定により、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は財務に関する怠る事実である。公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があるか否かを判断対象とするものであり、百条委員会の設置の適法性そのものについては、住民監査請求の対象とならないものである。

② しかしながら、敢えて本件請求の百条委員会の設置についての見解を申し上げる。

地方自治法第100条の調査特別委員会の設置にあたっては、100条調査の決議がなされることによって、調査の対象が明確になるよう表現されるべきと考えられており、これについては、令和6年3月26日に議決された「株式会社淡路島第一次産業振興公社の事務処理等の調査に関する決議」の中で、調査事項として、⑦旧東京アンテナショップに係る業務委託及び④ふるさと洲本もっともっと応援事業の特産品等の提供に関する事務、としている。⑦については市が同公社へ業務委託した事務、④は本市のふるさと納税に関連する事務としており、地方自治法第100条第1号に規定の当該普通地方公共団体の事務を調査の対象とすることが明確となっている。

また、特別委員会の設置について、地方自治法第109条第1項及び洲本市議会委員会条例第6条第2項の規定により委員6名で構成する株式会社淡路島第一次産業振興公社の事務処理等に関する調査特別委員会を設置し、これに付託することや、地方自治法第100条第1号及び第10項並びに同法第98条第1項の調査権限を同調査特別委員会に委任することなどが決議されており、その他議決に至るまでの事務手続きに瑕疵があるとは認められず、本件請求の百条委員会は適法に設置されたものと判断する。

③ よって、請求人の主張は認められない。

#### (2) 「市から独立した市議会のいわゆる百条委員会が、市の顧問弁護士に相談することは明らかに利益相反であり、極めて不適切であり、この支出は不当である」について

① 市議会が、市の顧問弁護士に委任契約を行ったが、これは、調査対象者が代理人弁護士を選任し、「洲本市議会が地方自治法第100条に基づく調査権を調査対象者に対して行使することに関連した、一切の法律上、事実上の代理人となったので、調査対象者への調査権を行使する場合は代理人宛て文書通知をされたい旨」の受任通知が、令和6年3月13日に市議会に対してあったためである。市議会が市の顧問弁護士を代理人に選任し、その対応について締結した契約である。

本件請求の百条委員会の設置は、市の事務について市議会が調査するというのが目的であり、この弁護士契約は、本件請求の百条委員会の市に対する調査及び運営についての契約ではなく、市と市議会とで利害関係が発生するものではないと考えられる。

② その委任契約の手続きについて確認したが、契約起案の決裁が令和6年4月9日に行わ

れ、同月１５日に契約を締結したことを確認し、適正に行われている。

- ③ なお、弁護士委託料１１０，０００円の支出についても、令和６年１０月１５日に適法に事務手続きが行われており、調査費用として市議会が認めた５０万円以内の範囲である。
- ④ よって、請求人の主張は認められない。

(３) 証人１人分の交通費・宿泊費の支払いについて

- ① 証人の旅費は、５月２４日から２６日までの２泊３日間分として６５，０２２円が支払われている。先に設置されている「元市職員の不適切な事務処理等に関する調査特別委員会」の第９回委員会の証人尋問が５月２５日に、本件請求の百条委員会の第５回委員会の証人尋問が翌日２６日に行われており、これらに出席するための費用弁償である。
- ② 証人１人分の交通費・宿泊費については、旅費として、令和６年５月１５日に資金前渡で議会事務局長に支出され、その後同月２５日に証人に支払われている。
- ③ 旅費は全額で６５，０２２円であるが、２６日の本件請求の百条委員会の旅費の内訳として３３，０９１円であり、上記（２）の弁護士委託料と合わせて、調査費用として市議会が認めた５０万円以内の範囲である。
- ④ 証人の旅費は、洲本市証人等の費用弁償に関する条例第１条第２号の規定に該当することから、洲本市職員等の旅費に関する条例及び施行規則により計算されて、必要な事務手続きの上支出されており、財務会計上の行為として適法に処理されている。
- ⑤ よって、請求人の主張は認められない。

- ４ 以上のことから、本件請求の百条委員会に係る公金の支出は、違法または不当な支出であるとはいえない。よって、本件請求には理由がないものと判断し、主文のとおり決定する。

令和７年５月１３日

洲本市監査委員 真 野 陽 一  
洲本市監査委員 小 松 茂